



住まい

中心市街地へ転居・転入する  
若年夫婦世帯へ  
家賃の一部を補助します

補助対象世帯

次の要件をすべて満たしている夫婦世帯。

- ▽転居・転入 新たに中心市街地(地図①)に転居・転入(住民登録)した世帯。または、転居・転入した日以後1年以内に婚姻した世帯(新婚世帯)。
- ▽若年夫婦世帯 平成20年3月31日現在、夫婦どちらも40歳未満。
- ▽対象住宅 民間賃貸住宅および特定優良賃貸住宅が対象です。ただし、市営住宅などの公的住宅、社宅などの給与住宅、借主(契約者)が会社名義の住宅や、親族が所有し、かつ居住する住宅は対象外。

① 中心市街地の範囲 ( 部分)



旭1丁目、池上町、泉町、一番町、今泉1・2丁目、駅前通り1～3丁目、江野町、大曾1丁目(1番)、大曾2丁目(4～9番)、大通り1～5丁目、小幡1丁目、川向町、清住2丁目、栄町、三番町、宿郷1・2丁目、千波町、昭和3丁目、中央本町、中央1～3・5丁目、伝馬町、仲町、中河原町、西1・2丁目、二番町、塙田1～3・5丁目、塙田4丁目(8・9番)、馬場通り1～4丁目、東宿郷1・2丁目、東戸祭1丁目、二荒町、本町、本丸町、曲師町、松が峰1丁目、松が峰2丁目(1～5番)、南大通り1・4丁目、宮町、宮園町、元今泉1丁目。

▽所得基準 平成18年分の世帯全員の月額所得が基準以下(2人世帯の例)年間収入額748万8889円、年間所得額554万円以下)。

▽その他 世帯全員が次の要件を満たしていること。

- ①住宅の賃貸借契約の名義は、夫婦のいずれかであること
- ②過去1年以内に夫婦のいずれも(新婚世帯においては、夫婦のいずれか)が中心市街地内に居住したことがないこと
- ③中心市街地内に居住することができない住宅を所有していないこと
- ④市税の滞納がないこと。

補助内容

▽補助金 実質家賃額(家賃から住宅手当や公的制度による家賃補助を差し引いた額)の2分の1(上限3万円)。

▽補助期間 転居・転入日(または婚姻届出日)の翌月を起算月とし、60月を限度。60月を経過する時点で義務教育終了前の子どもがいる場合は、36月または義務教育終了前までの期間のうち少ない方の期間を限度に延長可。

▽補助金の支払い 家賃などの支払いを確認の上、年3回

市営住宅の入居者を募集

▽申込 住宅課(市役所9階)、上河内・河内地域自治センター(旧町役場)、各地区市民センター・出張所に置いてある申込用紙に必要事項を書き、11月7日(土・日曜日、祝休日を除く)までに必要書類とともに直接、住宅課へ。抽選会は11月12日。  
▽その他 詳しくは、住宅課、各地域自治センター・地区市民センター・出張所で配布している募集案内パンフレットをご覧ください。また、入居は12月1日以降になります。

住宅	所在地	戸数	階層	タイプ	浴槽	駐車場	備考
下 栗	下栗1丁目	4	2・3	3DK	有	有	
		1	5	3LDK	有	有	
瑞穂野	瑞穂2丁目	3	2・3・5	3DK	なし	有	単身入居可
		2	簡耐2階建て	2DK	なし	有	単身入居可
宝 木	宝木町2丁目	3	4・5	3DK	なし	有	
富士見	富士見町	2	1・2	2K	なし	なし	単身入居可

※瑞穂野・宝木・富士見の浴槽・釜の設置費用は自己負担。  
※単身入居の場合、昭和31年4月1日以前生まれなどの条件あり。  
※申し込み時に階層の指定は不可。

問住宅課 ☎(632)2553

申請方法

住宅課(市役所9階)、上河内・河内地域自治センター(旧町役場)、各地区市民センター・出張所に置いてあるパンフレットを確認の上、申請書・必要書類を持参し、直接、住宅課(土・日曜日、祝休日を除く)へ。ただし、転居・転入(または婚姻届出日)後3カ月を経過しての申請はできません。

問住宅課 ☎(632)2552・2735

宅地(保留地)を販売します

▽宅地 城東土地区画整理地内(築瀬町)。地籍・価格は下表の通り。

地積(m <sup>2</sup> )	価格(円)
202.08	21,824,640

▽販売方法 抽選による販売。

▽抽選日時 11月20日(火)午後2時(受付は午後1時30分～2時)。

▽申込 11月12～18日の午前8時30分～午後7時(土・日曜日は午後5時まで)に、印鑑持参の上、直接、東部区画

◎ポイ捨てのないきれいな宇都宮を ごみのないきれいなまちは、住む人に誇りと自信、来訪者に「来て良かった」「また来たい」と、好感を与えます。決められた場所以外にはごみを捨てない、ごみは持ち帰るといった基本的なマナーを守り、「きれいな宇都宮」の実現にご協力をお願いします。問ごみ減量課 ☎(632)2416

本文中に費用などの記載がないものは、原則として無料。  
HP ホームページ ☑ Eメール アドレス

整理事業課(市役所10階) ☎(632)2865へ。

## 環境

### ご参加ください リサイクル講座

▽講座名・日時・定員・費用・内容・申込受付日 左下表の通り。

▽会場 環境学習センター

(茂原町)。

▽対象 宇都宮市・上三川町・下野市(旧石橋町に限る)

に在住の人。

▽申込 各講座申込受付日の午前10時までに、費用を添え

## ふれあいひまわりタウン分譲中

(篠井ニュータウン)

- 販売区画数 168区画(全310区画)。
- 平均区画面積 235㎡(71坪)。
- 土地分譲価格 667万円(1区画)～。
- 最多価格帯 700万円台(86区画)。
- その他 土地購入者に50万円分ギフト券プレゼント。紹介者制度(成約した場合、謝礼金10万円)。
- 申込・資料請求 市土地開発公社(市役所5階用地課内)で随時受け付けます。資料請求や問い合わせは同公社 ☎(632)2174へ。📧http://www16.ocn.ne.jp/shinoint/



## リサイクル講座

時間：午前10時～正午

講座名	日時	定員 費用	内容	申込 受付日
スラッシュキルト講座(経験者対象)	11月20・27日 12月4日 (全3回・火)	16人 1,200円	古い布を重ねて縫い合わせ独自の風合いを作り出しバッグを作ります。	11月6日(火)
純銀粘土でアクセサリーをつくろう	11月22日 12月6・20日(全3回・木)	16人 2,000円	純銀粘土をこねて形を作り、不用なガラスをのせてクリスマスアクセサリーを焼きます。	11月8日(木)
古布から草履作り講座	11月16日(金)・17日(土)(全2回)	20人 150円	古い布を利用して昔ながらの草履を作ります。	11月9日(金)
ジーンズでカフェエプロンをつくろう	12月8日(土)	16人 無料	古いジーンズからカフェエプロンを作ります。	11月24日(土)
裂き編み講座	12月7・14日(全2回・金)	16人 無料	裂いた布を編んでバッグ、マット、小物などを作ります。	11月23日(金・祝)

て、直接、環境学習センターへ。定員を超えた場合は抽選。

定員に満たない場合は、午前10時30分から電話でも申込可。

⑤環境学習センター ☎(655)6030

### 環境のことを考えてみよう 11月の環境講座

①あなたの愛を包む風呂敷包み講座

▽日時 11月8日(木)午前10時～正午。

▽会場 環境学習センター。

▽内容 いろいろな風呂敷の包み方。

▽定員 先着20人。

▽持ち物 大・中・小の風呂敷(スカート・ハンカチでも可)。

②冬の鬼怒川の魚を観察しよう

▽日時 11月10日(土)午前10時～正午(増水・雨天中止)。

▽集合 石井緑地(石井町)。

▽内容 冬の鬼怒川の魚を観察。

▽定員 先着15組。

▽持ち物 ぬれてもよい服装、着替え、軍手。

③森で遊ぼう

▽日時 11月17日(土)午前9時30分～正午(雨天中止)。

▽集合 みずほの中央公園駐

車場(瑞穂3丁目)。

▽内容 雑木林の中で五感を使ったゲームをします。

▽定員 先着15組。

▽持ち物 飲み物、帽子、動きやすい服装。

④自然のビンゴゲームで遊ぼう

▽日時 11月24日(土)午前9時30分～正午(雨天中止)。

▽会場 環境学習センター。

▽内容 自然の中の虫や植物を探し、ビンゴカードの升目を埋めるゲームをします。

▽定員 先着15組。

▽持ち物 帽子、歩きやすい服装、雨具。

⑤映画「不都合な真実」鑑賞会

▽日時 12月8日(土)午前9時30分～正午、午後1時～3時30分の2回。

▽会場 クリーンパーク茂原(茂原町)。

▽内容 映画「不都合な真実」の鑑賞と高橋若菜さん(宇都宮大学准教授)による解説。

▽定員 各回100人(定員を超えた場合は抽選)。

■対象 宇都宮市・上三川町・下野市(旧石橋町に限る)に在住の小学生以上の人(小学生は保護者同伴)。

■申込 ①～④は、電話で、環境学習センター ☎(655)6030へ。⑤は、往復はがきに

代表者の氏名・住所・電話番号・参加人数(5人まで)・希望する時間を書き、11月20日(消印有効)までに、〒321-0126茂原町777-1環境学習センターへ。

⑥環境学習センター ☎(655)6030

廃食油から粉せつけんを作ろう

▽日時 11月28日(水)午前9時～午後3時。

▽会場 河内リサイクルせつけんづくり体験館(上田原町)。

▽内容 廃食油で粉せつけんを作ります。

▽対象 市内に在住の人。

▽定員 先着15人。

▽持ち物 昼食、長袖、長ズボン、軍手、頭にかぶるタオル、マスク、ゴム手袋、粉せつけんを入れる袋、廃食油。

▽申込 11月16日までに、電話またはファクス(氏名・住所・電話番号)で、河内地域自治センター地域づくり課 ☎(671)3207、FAX(671)3220へ。

◎応急手当講習会 ▽日時・会場 11月11日(日)・平成20年2月10日(日)＝南消防署、12月9日(日)＝中央消防署、平成20年1月13日(日)＝西消防署、時間はいずれも午前9時～正午▽内容 傷病者観察要領、気道確保要領、心肺蘇生法、AED(自動体外式除細動器)使用法などの普通救命講習▽対象 15歳以上の人▽定員 各先着30人▽申込 開催日の3カ月前から電話で各会場の消防署へ。⑥南消防署 ☎(653)0119、中央消防署 ☎(625)5500、西消防署 ☎(647)0119

## 環境

### 使用済み食用油の回収を始めます

姿川・雀宮地区市民センター所管の地域にお住まいの皆さんを中心に、使用済み、消費・賞味期限切れの食用油の回収を行います。

回収した油は、市のごみ収集車の燃料として再利用します。また、油の回収・精製作業を障がい者施設に委託し、障がい者の就労機会の提供にも取り組みます。

▽出し方 使用済みの食用油は、ペットボトルに詰めて回収先にお持ちください。未開封の油については、そのままお持ちください。

▽回収先 オータニ五代店・鶴田店・雀宮店、たいらや五代店・鶴田店・西川田店、とちぎコープ生協若松原店、ヨークベニマル若松原店・西川田店。なお、たいらや、ヨークベニマルには、回収ボックスを店内に常設します。とちぎコープでは、カウンターでの預かり。オータニは、指定日に店頭での回収。姿川・雀宮地区市民センター、富士

見・明保地域コミュニティセンター、環境学習センター、南清掃センター、クリーンパーク茂原、市役所本庁舎では回収ボックスを施設内に設置します。

問 ぐみ減量課 ☎(632)2416

### ぐみが捨てられにくい環境づくりを

一度ぐみが捨てられると、ぐみがぐみを呼びさらに捨てられてしまうことがあります。このような事態を未然に防ぐには、さくを設ける、草を刈るなどの対策が効果的です。

また、市内7地区では、住みよい生活環境を守るため、地域で監視パトロールや情報交換の場を設け、不法投棄の未然防止・早期発見を図っています。

皆さんの監視の目が、ぐみを捨てられにくい環境をつくれます。今後とも、環境づくりにご協力ください。

問 廃棄物対策課 ☎(632)292

### 事業所版環境ISO ECOうつのみや21

ISO14001の趣旨を生かし、手間や時間がかから

## うつのみや環境大学

～宇都宮の地球温暖化対策ともしたいないを考えよう～

▽日時・会場・内容 下表の通り。  
▽対象 宇都宮市、上三川町、下野市(旧石橋町に限る)に在住の高校生以上で、できるだけ全回出席できる人。  
▽定員 先着20人。  
▽申込 11月1日(木)午前9時から、電話で環境学習センター☎(655)6030へ。

日時	講師	内容	集合場所
11月17日(土) 午前10時～正午	青木章彦さん (作新学院大学女子短期大学部教授)	講義「今、日本が抱える環境問題」	環境学習センター(茂原町)
12月8日(土) 午前9時30分～正午	高橋若菜さん (宇都宮大学国際学部准教授)	映画「不都合な真実」の上映と解説	クリーンパーク茂原(茂原町)
平成20年1月26日(土) 午前10時～正午	宇都宮市職員	講義「宇都宮市の地球温暖化対策ともしたいない運動」	環境学習センター
平成20年2月24日(日) 午前9時～正午	合田健二さん (グリーントラストうつのみや)	講義と実践「里山保全活動の報告と実践」～今日までの活動経過報告と実践～	長岡公園事務所(長岡町)
平成20年3月22日(土) 午前10時～午後3時	石津富士子さん (染色家)	講義と実習「草木染の視点から見た自然の活かし方」	環境学習センター

## 安全・交通

### 地域防犯活動リーダー育成講習会

ず、中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステムの認定制度「事業所版環境ISO(ECOうつのみや21)」を実施しています。取り組みが認められた事業所には、認定証を交付します。この制度の特徴や利点などを解説した「ECOうつのみや21ガイドブック」を、商工会議所と環境政策課(市役所12階)で配布しています(市ホームページにも掲載)。

問 商工会議所 ☎(637)3131、環境政策課 ☎(632)2409

▽日時・内容 右下表の通り。  
▽会場 市役所14階大会議室。  
▽対象 3回すべてに出席でき、市内で防犯活動を行っている人または、取り組みをしている人。  
▽定員 先着50人程度。  
▽申込 11月16日までに、直接または電話で、生活安心課 ☎(632)2137へ。

### 地域防犯リーダー育成講習会

日時	内容	講師
12月1日(土) 午前10時～午後3時	・宇都宮市の犯罪情勢とパトロールの方法 ・地域コミュニティーについて	・県警本部職員 ・中田裕久さん(栃木県NPO協会顧問)
12月8日(土) 午前9時～午後4時	・地域安全マップ作製講義 ・地域安全マップ作製実習	小宮信夫さん(立正大学文学部教授)
12月15日(土) 午後0時30分～5時	・プロの侵入手口と防犯対策 ・子どもたちの安心・安全を求めて	・富田俊彦さん(警察庁指定広域技能指導官) ・県河内教育事務所職員

※内容および講師は、都合により変更することもあります。

◎消防団員募集中 今、あなたを求めています ▽対象 市内在住の18歳以上の健康な人で、体力に自信がある人。性別は問いません▽身分 特別職の地方公務員。入団・退団は本人の自由で、個人としての活動は制約されません▽待遇など ①年額報酬、出動手当②公務中の災害補償、共済制度③退団時の報償金など。申し込み方法など詳しくは、消防本部総務課☎(625)5500(内線207)へ。

本文中に費用などの記載がないものは、原則として無料。  
HP ホームページ ☑ Eメールアドレス

## 「ながらパトロール」にご協力ください

パトロール用ステッカーを業務で使用する車両に張り、運転しながら子どもたちの安全確保などの防犯パトロールを行う「ながらパトロール」に協力していただける業者・団体を募集します。

▽内容 子どもたちの登下校時などに、不審な点や危険が感じられた場合の警察への通報など。  
▽対象 市内に事業所、営業所などがあり、主に市内において業務で車両を運行している

る事業者や団体。

▽申込 直接、生活安心課（市役所2階）へ。申込後、登録証を交付し、パトロール用ステッカーを貸し出し。  
☎生活安心課 ☎(632)2266

## 住宅用火災警報器設置を義務化

近年、全国における住宅火災による死者数が増加しています。このうち、約6割が65歳以上の高齢者です。高齢者の火災による死者発生率が高いことから住宅防火対策をさらに進め住宅火災による死者数を減らす必要があります。

火災による死亡の原因では、火災の発生に気付かなかつたなど、逃げ遅れて死亡する場合が死者数の6割を占めます。これらの住宅などに住宅用火災警報器などが設置されていれば、火災の早期発見により、死者数を減らせる可能性が高いといえます。

### ■設置の効果

米国や英国では、住宅用火災警報器などの普及率が高くなるにつれて住宅火災による死者数が減少しており、設置の効果が大きいことが分かります。米国では1970年代後半と比べ、住宅用火災警報

器などの普及率が90%を超えた2002年には、死者数が3000人弱とほぼ半減しています（左表参照）。英国でも同様の傾向が見られます。

### ■義務化の時期

▽新築住宅 平成18年6月1日から設置義務化。  
▽既存住宅 平成21年5月31日までに設置義務。

### ■義務付ける場所

①寝室②寝室のある階の階段③3階建て住宅で、寝室が3階のみにある場合の1階の階段④3階建て住宅で、寝室が1階のみにある場合の3階の階段⑤1つの階に、一定規

模以上の居室が5室以上ある階の廊下。

■不適正な訪問販売に注意を  
住宅用火災警報器などの設置義務化により、不適正な訪問販売の増加が心配されます。次の点にご注意ください。  
・市場価格は機種によりさまざまではあります。価格はおおむね7000円前後です。おむね7000円前後です。  
・消防職員が個人宅を訪問し、あつせんや販売をすることはありません。  
・訪問販売では、クーリングオフ制度が認められています。

☎消防本部予防課 ☎(625)5500

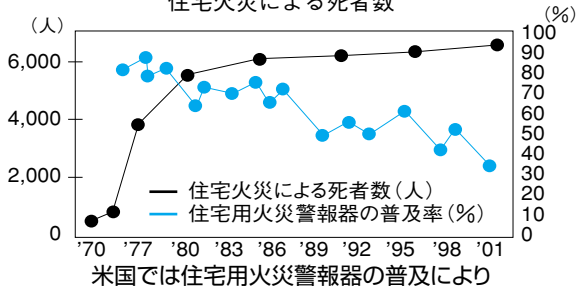
## 11月23・24日の羽黒山梵天祭りに伴う交通規制について

▽日時 11月23日（金・祝）午前7時～午後7時。  
▽場所 下図の通り。  
▽その他 11月23日（金）はJR宇都宮駅西口5番乗場（関東バス）からとJR氏家駅西口（ユッピー号）から会場付近までの臨時バスが運行されます。24日（土）は、通常どおり運行されますので、公共交通をご利用の上ご来場ください。  
☎上河内地域自治センター産業土木課 ☎(674)3134



## 住宅用火災警報器などの設置効果

米国における住宅用火災警報器等の普及率と住宅火災による死者数



死者数が半減

## 火の用心 山火事にご注意を

～伝えたい 森のやさしさ 火のこわさ～

山火事を未然に防止するため、次の事を守りましょう。

- ▽たき火の後始末は完全に。
  - ▽たばこの吸い殻の取り扱いには十分注意を。
  - ▽火遊びはしない。
  - ▽森林で「火入れ」を行うときは必ず農村整備課の許可を。
  - ▽火災警報発令時のたき火などは禁止。地区により、喫煙も制限。
  - ▽乾燥注意報発令時の火の使用は特に注意を。
- 山火事を発見したら、至急119番および農村整備課 ☎(632)2477へ。

## 11月9～15日は秋の全国火災予防運動

～火は見てる あなたが離れる その時を～

これから火災が発生しやすい時期を迎えます。火災予防に努め、火災から生命、身体、財産を守りましょう。

☎消防本部予防課 ☎(625)5500

◎火事などの情報は消防出動情報で 消防出動に関する情報を、電話やホームページでお知らせしていますので、ご利用ください。専用電話番号(自動音声) ☎(624)2441、HP <http://utsunomiya.mwjp.jp/mobile/?page=119> ☎消防本部通信指令課 ☎(625)5500 (内線245)